

答 申 書

令和3年3月29日

安曇野市長 宮 澤 宗 弘 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 宮 澤 正 士

第1 審査会の結論

安曇野市教育委員会が、審査請求人の個人情報開示請求に対して行った一部不承諾決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 審査請求人は、令和2年4月17日、安曇野市個人情報保護条例（平成18年安曇野市条例第6号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定により、「①一色②平林③會田④橋渡⑤中村弘文⑥[]校長が作成した文書の内 []に関わる公文書の全て、と黒塗り文書」について個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 安曇野市教育委員会（以下「本件実施機関」という。）は、令和2年5月1日、本件請求に対して、別紙の「開示対象文書」に記載された個人情報を開示対象個人情報として特定し、別紙の「非公開情報が記録されている部分」欄に記載の部分（以下「本件不承諾部分」という。）を条例第13条第7号に該当することを理由として不承諾とする個人情報開示一部不承諾決定（以下「本件決定」という。）を行った（安曇野市教育委員会指令2学第2号）。
- 3 審査請求人は、令和2年6月16日、本件実施機関に対し、本件決定を不服として、本件決定の取消を求めて本件審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張する審査請求の理由は概ね以下のとおりである。

- 1 本件決定の別紙「判断した理由」欄に記載された「[]の言動や生活に関する評価と判断される内容が含まれており、今後の市教委や学校の []の支援、指導等の業務遂行に障害が生じると考えられるため」との部分からして、父親の []に対する評価ならば、今後の子どもたちの指導、

する評価と判断される内容が含まれていることが確認された。

- (2) 一般的に、個人等に対する評価については、被評価者本人等の認識と一致しない内容を含む場合があり、これを開示した場合に、本人等と評価者等との間の信頼関係が損なわれるおそれがある。

本件において、審査請求人の言動や生活に関する評価と判断される内容が含まれる不承諾部分が審査請求人に開示された場合、評価等が審査請求人の認識と食い違う内容であったり、審査請求人が否定的に感じる内容であることが考えられるが、これまでの支援、指導の経過も踏まえると、その場合は、審査請求人と学校または実施機関との間の信頼関係が不当に損なわれ、今後の支援、指導に審査請求人の協力が得られなくなるおそれがある。

従って、審査請求人及び ██████████ への支援、指導等の事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

- (3) また、学校と市教育委員会が連携し、適切な支援、指導を行うためには、情報共有のための文書には、支援、指導の経過だけでなく、子どもの生活環境や家庭環境に及ぶ評価についても、ありのままに記載されることが必要である。しかしながら、当該部分が本人に開示されることとなれば、作成者が、本人からの苦情等を危惧して、単なる事実以外の記載をすることに消極的になったり、評価と判断される内容等を記載する際に、ありのままに記載することを躊躇することが考えられ、これらのことにより、本件に限らず、将来の児童生徒全般に対する支援、指導等の事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。
- (4) 以上から、本件不承諾部分を開示すれば、本件及び将来の児童生徒全般に対する支援、指導等の事務の円滑な実施を困難にするおそれがあるものと認められるから、本件不承諾部分は、条例第 13 条第 7 号に該当し、同条第 2 号について判断するまでもなく、不承諾としたことは妥当である。
- (5) なお、実施機関は、弁明書において、本件不承諾理由として条例第 13 条第 2 号に該当することを追加主張している。前記のとおり、本件不承諾部分は、条例第 13 条第 7 号に該当するが、同条第 2 号にも該当すると考えられるため、本件決定当初から、同条第 2 号に該当することも理由として附記するのが望ましかったと考えられる。

2 結論

以上のことから、当審査会としては、「第 1 審査会の結論」とおり判断する。

第 6 審議経過

令和 2 年 11 月 10 日	諮問書を受理 (令和 2 年 11 月 10 日付け 2 文第 1731 号)
令和 2 年 11 月 19 日	審議
令和 3 年 1 月 7 日	審議

令和3年 3月 11日 審議

令和3年 3月 29日 答申

(答申に関与した委員の氏名)

岡田俊幸、神戸美佳、保尊利生、宮澤正士

以 上